

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

先月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略につきましては、「力による一方的な現状変更は認めない」とする国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、断じて容認できるものではありません。報道によりますと、民間人を含む犠牲者やウクライナを離れる難民が増加しており、G7をはじめとする国際社会の連携により、一刻も早くウクライナの平和が取り戻されることを強く願うものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、本県の新規感染者数や病床使用率は減少傾向にあるものの、高い水準で推移しており、中等症者数や重症者数が依然として多く、医療提供体制への負荷が高い状況が続いておりましたことから、まん延防止等重点措置の実施期間を延長するよう再度国に要請し、本県を含む18都道府県の期限が今月21日まで延長されました。

県といたしましては、まん延防止等重点措置区域としての要請等を継続するとともに、クラスターが多発している社会福祉施設等における感染対策の強化や、ワクチン追加接種の更なる加速化などの対策を進めているところであります。

人の往来が活発化する春休みや年度末を迎える前に、新規感染者数の減少傾向を確実なものとし、今月21日をもって、まん延防止等重点措置が解除となりますよう、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に取り組んで参りますので、県民や事業者の皆様には、改めて、自分を守る、家族を守る行動を実践くださるよう強くお願い申

申し上げます。

次に、今回提出いたしました追第2号議案の令和3年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、本県に対するまん延防止等重点措置の実施期間が延長されたことを受け、県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者に協力金を支給することとして、61億6,600万円を追加計上するものであります。この財源といたしましては、国庫支出金を充てることといたしました。

この結果、既計上予算と合わせた補正後の予算総額は、1兆1,818億3,973万円となります。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。